

島根の労働災害

建設業では、平成29年は死亡災害は発生しませんでした、平成30年4月に屋根からの墜落死亡災害が発生しました。

死亡災害の撲滅にむけて、墜落・転落災害防止をはじめ対策の徹底をお願いします。

厚生労働省 島根労働局

建設業を巡る動向

○「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されました（平成29年8月28日）。

- ・一定猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます。建設工事の請負契約締結に際しては、長時間労働を前提とした不当に短い工期となることのないよう、適切な工期を設定してください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/tokikensangyo_const_tk1_000156.html



○墜落防止用保護具は、原則フルハーネス型になります。

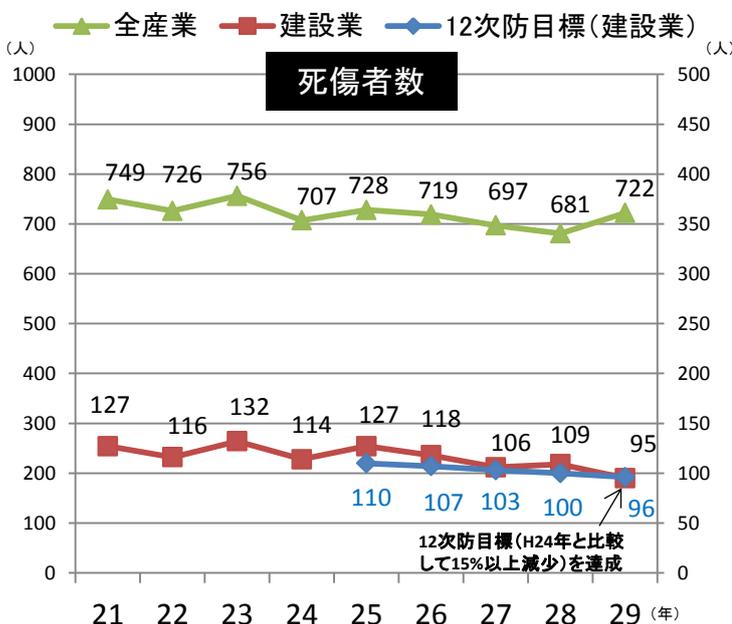
（今後、安全帯の規格及び労働安全衛生規則改正の後、適用となります。）

- ・フルハーネス型は胴ベルト型と比較して落下距離が長くなるため、墜落時にフルハーネス型着用者が地面に激突するおそれのある場合はショックアブソーバー又は巻取器を備えた胴ベルト型の使用が認められます。
- ・作業床を設けることが困難な高さ2メートル以上の作業箇所において、フルハーネス型墜落防止用保護具を用いて作業を行うには事前に特別教育を受講する必要があります。

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167504_1.html



年別労働災害発生状況

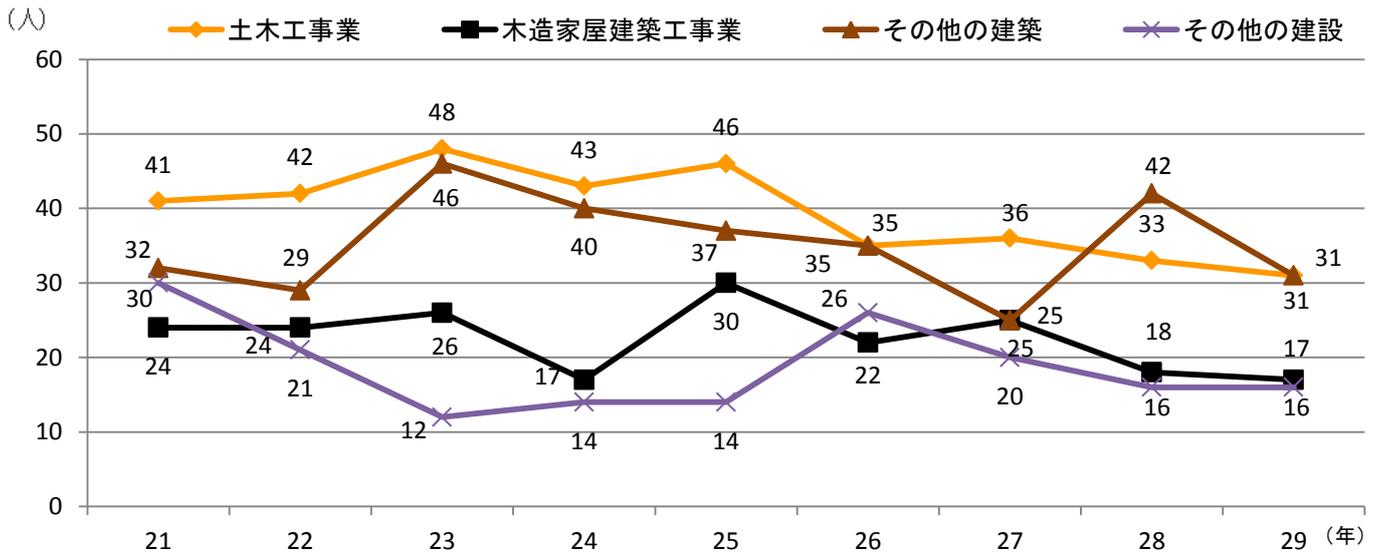


建設業と主な業種の労働災害発生状況

業種	全署計				松江署				出雲署				浜田署				益田署															
	28年		29年		増減数	増減率 (%)	28年		29年		増減数	増減率 (%)	28年		29年		増減数	増減率 (%)	28年		29年		増減数	増減率 (%)								
	死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者				
全産業計(除鉱山法適用)	8	689	4	722	33	4.8	4	263	2	282	19	1	19	0	16	▲3	0	231	2	248	17	3	106	0	122	16	1	89	0	70	▲19	
建設業	土木	1	33	0	31	▲2	▲6.1	0	7	0	6	▲1	0	2	0	2	0	0	13	0	13	0	1	10	0	6	▲4	0	3	0	6	3
	木造建築	1	18	0	17	▲1	▲5.6	1	6	0	3	▲3	1	1	0	2	1	0	7	0	12	5	0	3	0	1	▲2	0	2	0	1	▲1
	その他の建築	1	42	0	31	▲11	▲26.2	0	11	0	13	2	0	1	0	1	0	0	18	0	10	▲8	1	8	0	5	▲3	0	5	0	3	▲2
	その他	1	16	0	16	0	0.0	1	8	0	12	4	0	0	0	3	3	0	2	0	1	▲1	0	3	0	3	0	0	3	0	0	▲3
	小計	4	109	0	95	▲14	▲12.8	2	32	0	34	2	1	4	0	8	4	0	40	0	36	▲4	2	24	0	15	▲9	0	13	0	10	▲3
製造業	0	136	1	161	25	18.4	0	49	0	42	▲7	0	0	0	1	1	0	50	1	55	5	0	16	0	38	22	0	21	0	26	5	
林業	1	46	1	39	▲7	▲15.2	1	11	1	10	▲1	0	1	0	2	1	0	10	0	12	2	0	12	0	10	▲2	0	13	0	7	▲6	

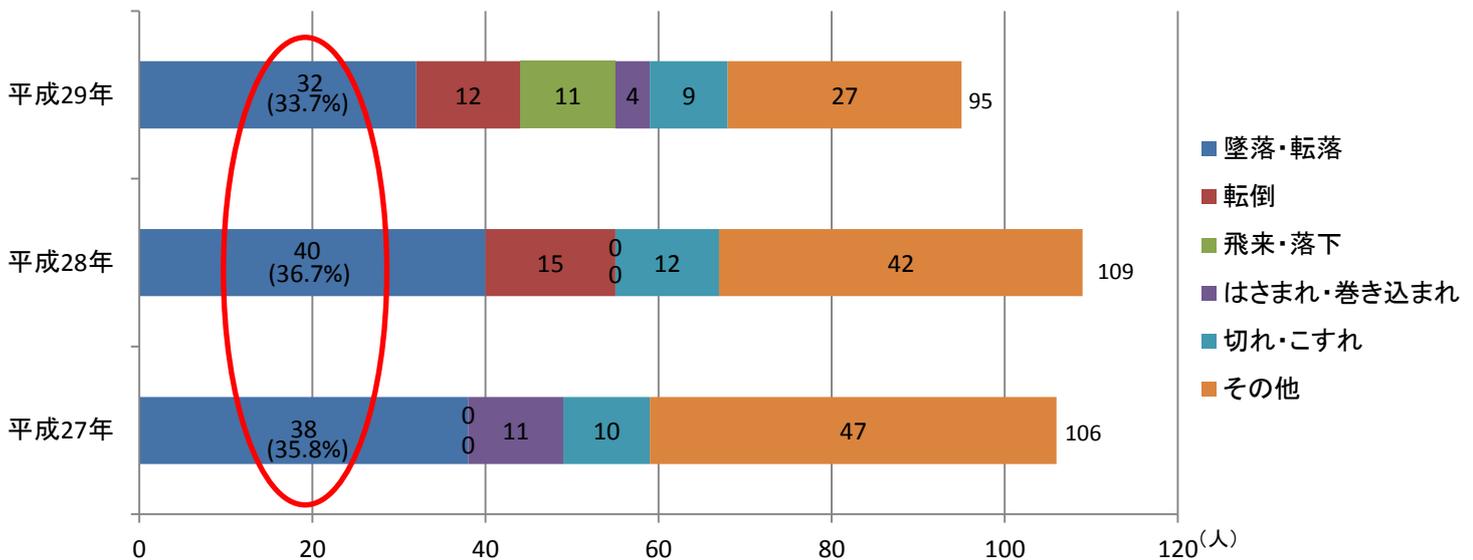
注:休業4日以上、隠岐は松江署の内数。

業種別労働災害発生状況



事故の型別発生状況

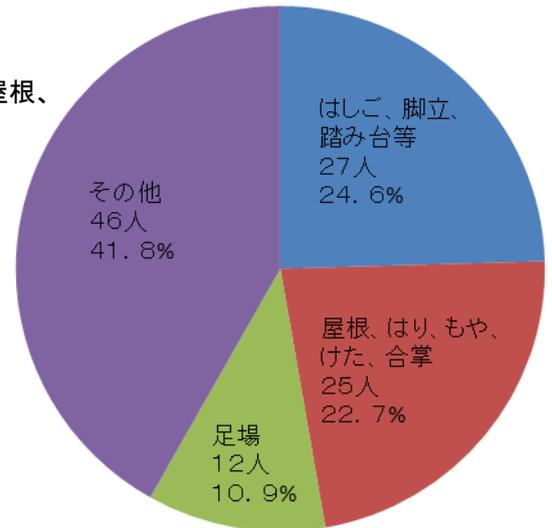
墜落・転落が毎年最多(過去3年で110人被災)



墜落・転落災害の起因物別発生状況

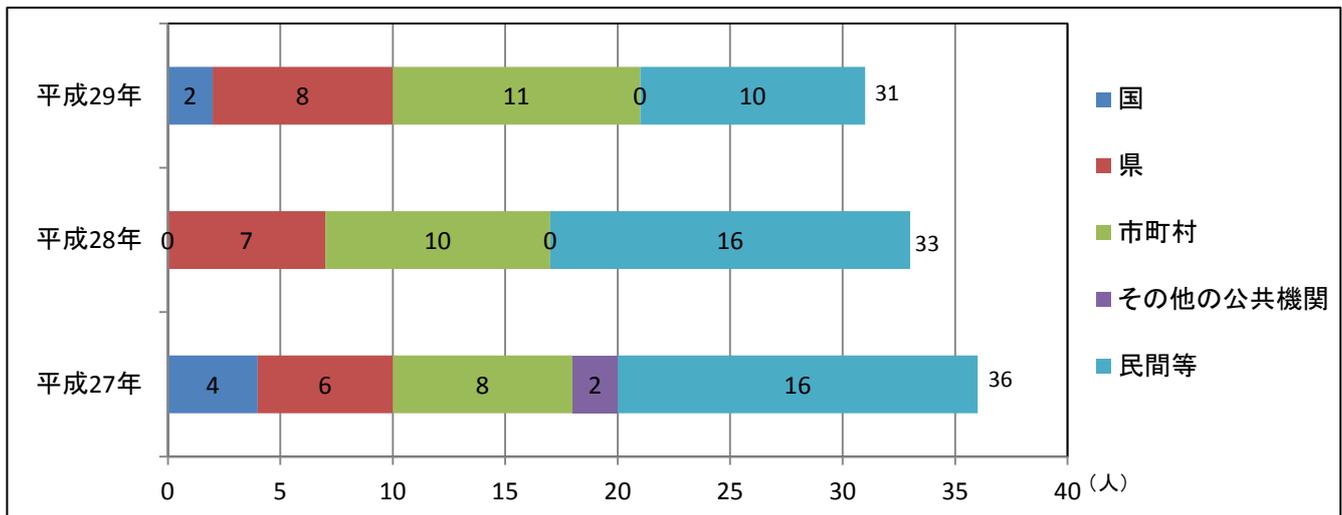
過去3年の「墜落・転落」災害110件の起因物は「はしご、脚立、踏み台等」、「屋根、はり、もや、けた、合掌」、「足場」の上位3つで64件と半数以上をしめている。

- 「はしご、脚立、踏み台等」については、本来、固定するなど転位しないよう措置し、それらに乗った状態での力作業は極力控える必要がある。
- 「屋根、はり、もや、けた、合掌」、「足場」では安全帯の未着用や安全帯を着用していても、それが使用できない状態での作業により墜落・転落災害に至る事例が多い。
- 必要に応じ、2丁掛けフルハーネス型安全帯を使用すること。



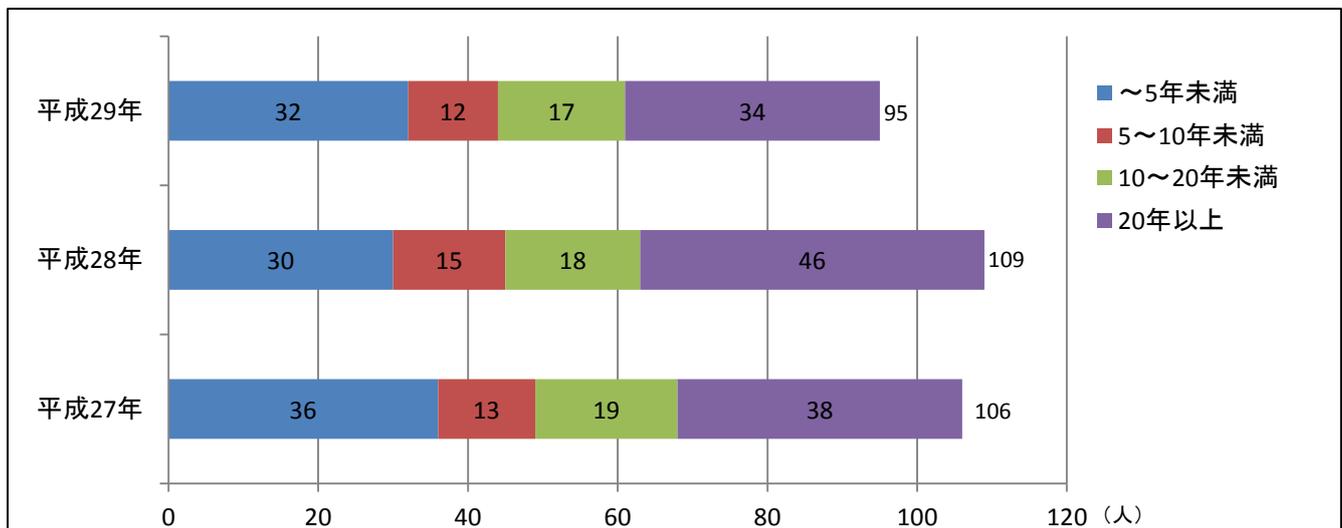
発注機関別発生状況（土木工事業）

県・市町村発注の現場で増加傾向



経験年数別発生状況

経験年数5年未満と20年以上での発生割合が多い



建設業の死亡災害一覧(平成25年～平成29年)

第12次労働災害防止計画(平成25年～29年)期間中に12人もの尊い命が失われています。

事故の型別では、墜落・転落が6人と半数を占め、次いで激突され3人、感電2人、挟まれ・巻き込まれ1人となっています。

N O.	発生年月	元請下請	発生状況
1	H25年1月	元請	チェーンソーを使用して立木の伐倒作業に従事していたが、木の切株付近に倒れているところを、一緒に現場へ入場していた同僚労働者に発見されたもの。
2	H25年6月	元請	会社資材置き場において、ロープで結束した塩ビ製パイプをドラグショベルで吊上げて運搬作業を行っていたところ、ドラグショベルの履帯が溝に落ちて横転し、運搬の補助作業を行っていた被災者がその下敷きになったもの。
3	H25年7月	元請	被災者がハンドガイド式ローラーを運転して移動中、後進してきたダンプトラックに背後から激突され、転倒した際にダンプトラックの左後輪に轢かれたもの。
4	H25年7月	下請	集じん装置の外壁修理作業において、被災者が足場を溶接棒の入ったペール缶と溶接機の電源コードを持って移動中、躯体と足場板の間の26cmの隙間から約24m下の地面に墜落したもの。
5	H26年1月	元請	被災者らは、山中で試験作業を行っていたが、装備が不足していたため、作業を中断して下山することにした。先に下山した作業員らは、被災者が下山して来ないため搜索したところ、山道から法面下方約10mの立木に、意識不明の被災者が引っかかっているところを発見したもの。
6	H26年5月	元請	木造家屋改修工事において、瓦を葺く作業のため1階屋根上を走行中、3.61m下の地面に墜落したもの。
7	H26年5月	下請	変電所の設備の点検を行うため、点検範囲の停電措置を取ったが、被災者は活線区域の両端に「危険」表示を設置の上、母線の取付け部分のがいしをウエスで拭こうとしたところ感電したもの。
8	H26年6月	下請	新築建物躯体の3階において、足場から木製型枠の解体作業を行っていたが、同僚が様子を見に行ったところ、足場から2.5m下の床面に意識不明の状態に倒れている被災者を発見したもの。
9	H28年2月	元請	高さ20mの送電線鉄塔(特別高圧)の部品交換を行う調査のため、地上18mの地点で停電回線にアースの取付作業を行っていたところ、感電したもの。
10	H28年3月	元請	木造建築現場の2階底部分の母屋上において、垂木の固定作業を行っていたところ、6m下の土間コンクリートに墜落したもの。
11	H28年10月	元請	建設工事現場内において、伐木の枝切り作業中、後退してきた車両系木材伐出機械に轢かれたもの。
12	H28年10月	元請	法面維持工事現場内において、法枠の雑木除去作業中、高さ約8m下の地面へ墜落したもの。
	H30年4月	元請	屋根補修工事の作業中、屋根から道路上に墜落したもの。

厚生労働省 島根労働局トップページのQRコード

厚生労働省 島根労働局ホームページ上にある 「安全・衛生」 のバナーから事業場における安全衛生活動に必要な情報が取得できるようになっています。

